

📌 今月のポイント

建設事業主に対する助成金 ⑥



建設業が様々な用途で活用できる「助成金」が政府（厚生労働省）より交付されています。今月は「業務改善助成金」についてです。

建設事業主に対する助成金



業務改善助成金とは？

事業場内で最も低い賃金の引上げ



+ 生産性向上のための設備投資等



➔ その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引上げ



設備投資等

・機械設備導入・コンサルティング
・人材育成・教育訓練等業務改善助成金を支給
(最大600万円)

① 対象事業者は？

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること !

② 対象となる設備投資等は？

業務の自動化・省力化・省エネ化・高度化・品質向上効果が期待できるもの !

- ・機械、装置（建設機械や測量機器、ドローン等）
- ・ソフトウェア（CAD、積算見積、工事管理等）



③ 助成額は？

助成率	助成金上限額
設備投資額 × 3/4 ~ 9/10 ※ 事業場内最低賃金によります	30万円~600万円 ※ 最低賃金の引上げ額、人数によります

④ スケジュール

交付申請

- ・交付申請書
- ・事業実施計画書

交付決定

- ・労働局の審査

事業の実施

- ・賃金引上げ
- ・設備導入、代金の支払

事業実績報告

- ・事業実績報告書
- ・助成金支給申請書



令和6年度の助成金詳細は、4月に厚労省ホームページ掲載されます。



業務改善助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

◆次回は、人材確保支援助成金を詳しく解説していきます！